

令和8年度 茂原市真名団地地区産業用地整備支援事業 公募型プロポーザル 審査要領

1. 目的

令和8年度茂原市真名団地地区産業用地整備支援事業企画提案（プロポーザル）の審査に関する事項を次のとおり定める。

2. 審査方針

- (1) 審査は、茂原市産業用地整備支援事業審査会（以下「審査会」という。）が、審査基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し、最優秀提案者を選考する。
- (2) 審査項目ごとに審査会の委員（以下「委員」という。）が評価を行い、各委員の評価点の合計が一番高い提案を行った者を最優秀提案者とする。
- (3) 茂原市産業用地整備支援事業の目的と乖離した事業計画については認定しないこともある。

3. 審査基準

審査は、茂原市の企業立地にかかる施策を理解し、実現性の高い事業計画、業務遂行能力、周辺環境との調和・地域住民への配慮ある提案であるかを念頭に評価する。
選考にかかる審査項目等は次のとおりとする。

審査項目	着眼点	配点	
業務遂行能力	・財務状況	5 点	20
	・技術力	5 点	
	・同種事業の実績	10 点[5 点×2]	
事業の的確性	・地権者との同意の見込み	5 点	20
	・市の施策との適合性（誘致企業の業種）	10 点[5 点×2]	
	・企業誘致の進め方	5 点	
事業の実現性	・事業工程の妥当性	10 点[5 点×2]	30
	・建物除却を含む土地利用計画の具体性	10 点[5 点×2]	
	・資金計画	5 点	
	・企業への分譲（営業）方法の妥当性	5 点	
地域貢献度	・地域課題の解決を図る公共施設等の設置	5 点	15
	・地域への波及効果（雇用機会の創出、地域経済の活性化）	5 点	
	・地域への説明方法（計画への反映）	5 点	
法令遵守	・関係法令の遵守状況	5 点	5
自然環境への配慮	・脱炭素社会や持続可能な社会等に向けた視点 ・計画地の周辺の生態系・景観等に向けた視点	5 点	5
プレゼンテーション	・企画提案書の見やすさ、分かりやすさ ・提案に熱意と説得力があるか、質問の対応は適切か	5 点	5

【採点基準】

各項目について、以下の5段階で評価する。

優れている	5 点
やや優れている	4 点
普通	3 点
やや劣っている	2 点
劣っている	1 点

4. 審査方法

審査は、下記により行う。

- (1) 委員は、第3の項における審査基準について、5段階で審査・採点する。また、加重倍率を適用する項目には同率を乗じた点数を算出する。

- (2) 委員全員の合計点が、出席委員数×50 点以上の提案を選考対象とする。参加申込者が1 者のみの場合は、出席委員数×50 点以上の場合に選考対象とする。
- (3) 各委員の点数を合計し、合計点の最も高い提案を行った者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者が協定締結を辞退した場合は、次に合計点の高い者と協定締結の交渉を行う。
- (5) 同点となった場合は、以下の評価手順により選考する。
 - ア 「2」以下の評価の数がより少ないこと。
 - イ 加重倍率設定項目（各審査項目のうち2倍以上の倍率が設定されている項目）の合計点がより高いこと。
 - ウ 委員の投票により、最多の票を獲得すること。
- (6) 参加申込者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。
 - ア 2 人以上の委員が、個々に 1 箇所以上の項目において「1」と評価した場合。
 - イ 2 人以上の委員が、個々に 8 箇所以上の項目において「2」と評価した場合。
 - ウ その他、参加申込者が事業を遂行するに当たり、著しい問題があると市が判断した場合。
- (7) 審査結果は、すべての応募者（共同事業者の場合は代表者）に対して結果を文書で通知し、また審査結果をウェブサイト公表する。最優秀提案者以外の選定結果は、応募者名を伏せて公表する。なお、審査結果に対する疑義、質問には応じない。

5. その他

この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、審査会が別に定める。